

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年4月26日

【会社名】 日清紡ホールディングス株式会社

【英訳名】 Nisshinbo Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 村上 雅 洋

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

【電話番号】 (03)5695-8833

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 事業支援センター長 奥川隆祥

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

【電話番号】 (03)5695-8833

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 事業支援センター長 奥川隆祥

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 59,935,005円
(注) 本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	59,995株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数100株

(注) 1. 募集の目的及び理由

本募集は、当社の取締役(社外取締役を除きます。)ならびに当社の執行役員および使用人が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、2018年5月25日開催の当社取締役会および2018年6月28日開催の当社第175回定時株主総会において導入することが決議された「譲渡制限付株式報酬制度」(以下、「本制度」といいます。)を踏まえ、2019年4月26日開催の当社取締役会決議により行われるものです。なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式の発行(以下、「本株式発行」といいます。)は、本制度を踏まえ、当社第176回定時株主総会から2020年3月開催予定の当社第177回定時株主総会まで(執行役員および使用人については2019年4月1日から2020年3月31日まで)の期間に係る譲渡制限付株式を付与するために割当予定先である当社の取締役(社外取締役を除きます。)7名ならびに当社の執行役員および使用人52名(以下、「割当対象者」といいます。)に対して支給された金銭報酬債権または金銭債権を出資財産とする現物出資により行われるものです。

また、当社は、各割当対象者との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結する予定です。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項および所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

譲渡制限期間

2019年5月24日～2022年5月24日

上記に定める譲渡制限期間(以下、「本譲渡制限期間」といいます。)において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」といいます。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません(以下、「譲渡制限」といいます。)

譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日まで(執行役員および使用人については2020年3月31日の前日まで)に当社および当社子会社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由(任期満了、定年等)がある場合または死亡の場合を除き、本割当株式を、当該退任または退職の時点をもって、当然に無償で取得するものとします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点(以下、「期間満了時点」といいます。)において下記 の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで(執行役員および使用人については2020年3月31日まで)継続して、当社または当社子会社の取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除します。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由(任期満了、定年等)または死亡により、本譲渡制限期間が満了する前に当社および当社子会社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、2019年4月から割当対象者が当社および当社子会社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。)に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。)の本割当株式につき、当該退任または退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとします。

株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものとします。

組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、2019年4月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。)に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株

式の数に乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。)の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものとします。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	59,995株	59,935,005	29,967,503
一般募集			
計(総発行株式)	59,995株	59,935,005	29,967,503

- (注) 1. 上記「1 新規発行株式(注)1. 募集の目的及び理由」に記載の本制度を踏まえ、特定譲渡制限付株式を当社の取締役ならびに当社の執行役員および使用人に割り当てる方法によります。
2. 発行価額の総額は、本株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は29,967,502円です。
3. 本株式発行は、本制度を踏まえて、当社第176回定時株主総会から2020年3月開催予定の当社第177回定時株主総会まで(執行役員および使用人については2019年4月1日から2020年3月31日まで)の期間に係る譲渡制限付株式を付与するために割当対象者に対して支給された金銭報酬債権または金銭債権を出資財産とする現物出資により行われるものであり当該金銭報酬債権および金銭債権の内容および価額は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額	内容
当社の取締役：7名()	20,035株	20,014,965円	当社第176回定時株主総会から2020年3月開催予定の当社第177回定時株主総会まで(執行役員および使用人については2019年4月1日から2020年3月31日)の期間に係る譲渡制限付株式を付与するために支給された金銭報酬債権または金銭債権
当社の執行役員および使用人：52名	39,960株	39,920,040円	

社外取締役を除きます。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
999	499.5	1株	2019年5月23日		2019年5月24日

- (注) 1. 上記「1 新規発行株式(注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の本制度を踏まえ、特定譲渡制限付株式を当社の取締役ならびに当社の執行役員および使用人に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本株式発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
4. 本株式発行は、本制度を踏まえ、当社第176回定時株主総会から2020年3月開催予定の当社第177回定時株主総会まで(執行役員および使用人については2019年4月1日から2020年3月31日まで)の期間に係る譲渡制限付株式を付与するために割当対象者に対して支給された金銭報酬債権または金銭債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
日清紡ホールディングス株式会社 法務グループ	東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

- (注) 譲渡制限付株式を付与するために割当対象者に対して支給された金銭報酬債権または金銭債権を出資財産とする現物出資の方法により行われるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	1,000,000	

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資によるものであり、現金による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等です。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

(2) 【手取金の使途】

本株式発行は、本制度を踏まえて、当社第176回定時株主総会から2020年3月開催予定の当社第177回定時株主総会まで(執行役員および使用人については2019年4月1日から2020年3月31日まで)の期間に係る譲渡制限付株式を付与するために割当対象者に対して支給された金銭報酬債権または金銭債権を出資財産とする現物出資により行われるため、手取金はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第176期(自2018年4月1日 至2018年12月31日) 2019年3月28日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年4月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2019年3月29日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照情報としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年4月26日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2019年4月26日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

日清紡ホールディングス株式会社
(東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。